

Title	浅田喬二著 日本植民地研究史論
Sub Title	
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.4 (1991. 1) ,p.1029(229)- 1033(233)
JaLC DOI	10.14991/001.19910101-0229
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19910101-0229

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書 評

浅田 喬二著

『日本植民地研究史論』

(未來社, 1990年, 718頁, 8,034円)

本書の著者浅田喬二氏(駒沢大学経済学部教授)は、戦前日本帝国主義下の植民地—台湾, 朝鮮, 『満州』, 中国, 東南アジア—の研究をつづけてこられ、すでに『日本帝国主義と旧植民地地主制』(増補, 1989年), 『日本帝国主義下の民族革命運動』(1973年), 『日本知識人の植民地認識』(1985年)の労作を刊行され、また、編著者として、『日本帝国主義下の満州移民』(1976年), 『日本帝国主義下の中国』, 『日本帝国主義の満州支配』(1986年)を編んでこられた。それらはいずれも第一次資料にもとづく堅固な実証的研究であり、絶えず新資料の発見に努められると同時に、日本帝国主義の植民地支配を構造的に捉える理論的枠組みの設定にもつねに新しい論点提起をつづけてこられた。とりわけ日本の植民地支配がその必然的結果として民族革命運動をひきおこし、その結果1945年に日本帝国主義支配が崩壊するに至る論理を解明し、それを実証せんとしてきたのである。

本書は戦前日本における植民論を主導した新渡戸稲造, 泉哲, 矢内原忠雄, 細川嘉六の4名を選び、それぞれの植民論を克明に辿り、その特質を明らかにしているが、前記『日本知識人の植民地認識』(1985年)に直接連なる続篇として位置づけられるものである。すなわち前書では、鈴木小兵衛, 中西功, 大上末広, 尾崎秀実の4名が採りあげられ、「満州経済論争」(1934年以降)と「中国統一化論争」(1937年以降)に加わったこれら知識人の「満州」経済論と中国論が詳細に解明されていた。しかし、これらの4名はいずれもマルクス主義者であり、解明しえ

たのは戦前の植民論の一部であるという限界をもっていた。この点は著者自身がよく認識していたところであり、「マルクス主義者による日本植民地認識の特徴を明確に把握するためには、(i)マルクス主義者の植民地台湾・朝鮮認識と(ii)マルクス主義者以外の論者の日本植民地認識、を考察しなければならないのではないか」(p. 714)と述べている。つまり、自由主義者の植民論も検討することによってはじめて日本の植民論を総体として捉えることができる、と著者は考えたのである。これが本書が書かれた動機である。

そこで著者は、官学アカデミズムを代表する植民政策学者として山本美越乃(京都帝大)(ただし山本についての論文は本書には収録されていない)と矢内原忠雄(東京帝大)を、また、私学アカデミズムを代表するものとして泉哲(東京外国語学校, 明治大学, 京城帝大)を分析対象とする。自由主義者の植民論には新渡戸を加え3名を収録し、さらに、マルクス主義植民論の細川嘉六を加えている。

本書で4名をとりあげた論拠は3つある。第1は、「科学的に検討しうる帝国主義論ないし植民地理論をもち合わせている研究者であること」、第2は、「日本帝国主義の支配する全植民地、すくなくとも、日本帝国主義の三大植民地である台湾, 朝鮮, 『満州』について論究している植民学者であること」、第3は、「日本帝国主義ないしその植民地支配を批判する見地から日本植民地研究を行なった人物であること」(p. 15)である。それ故、植民地支配を肯定・賛美・弁護する植民論者は、当初から対象外におかれている。細川を加えたのは、「言論統制・弾圧のきびしかった15年戦争期に、自由主義者は、どのような植民政策論を主張し、マルクス主義者は、民主主義論・民族自決論をふまえて、どのような民族政策論を展開したか、を解明しなければならない」(p. 716)と考えたからである。

著者の思想史としての分析視角は精緻かつ柔軟である。同一人物の植民論が生涯にわたって

一定不変だったわけではなく、したがって、「時代の潮流・逆流の変化と研究の進展とともに変移した」ことに注目すべきであるとし、「かれらの植民論を歴史的・動態的に検討して、その変化の様相を具体的に解明するとともに、その変化の要因を、かれらの植民論のもつ理論的問題点と内的に関連させながら把握することが、どうしても必要である」(p.19)と指摘する。これは思想史をたんなる分類学に終始させることなく、その時代の経済的・政治的・社会的脈絡のなかに定置して相対化する必要性があることを意味する。この方法は、たんにある特定の植民思想を自由主義かマルクス主義かに分類すれば事足りりとするような類型的・固定的方法ではないから、じっさいには言うは易く行なうは難しである。その学問的営為はきわめて忍耐力のいるテキスト解読と資料分析が不可欠であり、それを通して同一の学者のなかの微妙な主張の変化が迎られねばならないが、本書はそれを見ごとに果している。

本書はこのような方法による700頁を越す大著であるから、書評で要約することは不可能であり、そうすることは余り意味もない。それ故、以下では日韓併合後10年間の支配(3・1独立運動も含めて)、および満州事変と「満州国」建国の2点を中心に、各論者の植民論の特質を紹介しよう。

まず、新渡戸の植民論(第2章)であるが、日本が朝鮮を完全な植民地にした1910年の「日韓併合」について、新渡戸は日本の「自己保全」のためであるとして正当化した点が重要である。新渡戸は、朝鮮は日本という心臓につきつけられた剣であり、これが外国勢力下に入ると日本の国家存立の危機となると主張したのである。さらに日韓併合後、1910年代には、「土地調査事業」という名の下に朝鮮農民からの土地収奪政策を強行するが、新渡戸は、日本の統治によって朝鮮の農・漁・工業は著しく発展し、「禿山は若木でおおわれた」と積極的に評価する。

1910年代の武断政治の実行は朝鮮民衆の抵抗をひきおこし、1919年の3・1独立運動として爆発するが、この運動も新渡戸は「兇戯に類する方法」として非難している。独立運動がつつくかぎり、朝鮮民衆は政治的未成熟であり政治的自治を付与しえないとする新渡戸の論旨は、そのかぎりでは、「帝国主義者と同一の立場で発言している」(p.105)ことになる。また、1931年満州事変が勃発するとこれを支持し、「満州国」建国宣言(1932年3月1日)にたいして国際連盟が「満州国」不承認を決議し(同年3月11日)、リットン調査団報告書が公表される(同年10月2日)と、新渡戸は国際連盟を非難した。かれは「満州国」を日本のカライ国家とはみなさず、「満州人」によって設立された独立国家とみていた。建国直前の32年2月19日、新渡戸は、「今、新しい国家が、満州人によって、博識な大統領にもほとんど知られていなかった荒野に建設されるのを見たとするれば、それほどウィルソン氏の歓びとすることはなかつたろう」(『英文毎日』)と述べて、ウィルソンの民族自決の原則が、アジアでは「満州国」というかたちで実現したと主張したのである。それ故著者は、新渡戸は帝国主義者ではなかったが、「植民地体制を容認する人道的植民政策学者であった」(p.182)と結論する。

つぎに、泉哲の植民論(第3章)をみてみよう。「大正デモクラシーの洗礼を受けた民主主義的植民政策学者」(p.199)である泉哲は、1914年から1924年まで明治大学で植民政策と国際法を講じており、その後1935年まで京城帝国大学で国際公法を講じていたが、「満州国」建国までは、その民主主義的見地から日本の植民地支配に一貫して抵抗する植民論を展開していた。日本の台湾統治政策である同化主義を鋭く批判し、自治主義への転換を力説したし、朝鮮支配についても同様であった。もっとも、京城帝国大学教授という立場上、朝鮮総督政治にとってはタブーであった朝鮮自治論、とくに朝鮮議会設置

論の主張には慎重であったけれども一そしてその限りでは、「官学アカデミズムが、その植民地朝鮮論のなかにもっていた学問的限界性」(p. 257)を有していたが一、それを著者は、「泉が、台湾議会議置論を主張したときに生じた台湾総督府との敵しい対立の経験を生かしたためではなかろうか」(p. 256)と推測する。この点では、矢内原忠雄の方が明確であった。矢内原は、副島道正に次いで、朝鮮自治論、とくに朝鮮議会の設置、朝鮮民衆への参政権付与を主張し、朝鮮の日本からの平和的な「分離独立」を容認した(1926年6月)。しかし、泉が民族差別観をもっていなかったことには注目すべきものがある。泉は、「老若男女共に法律上同等の権利を有するが如く、植民人と植民地人と何等差違あるべき筈がない。同様に黄色人種たると白色、褐色、或は黒色たるとの間に差違を設くべきものではないのである」(『改訂 植民地統治論』1924年269-70頁;本書 p. 200 に引用)と書いていた。

泉が3・1独立運動について、「今日の擾乱に至れる根底は併合当時に於て己に植付けられたものであって根本より謬れる植民政策の下に統治せられ来た彼等が民族自決主義、民主主義等の感化を受け平常抱懐せる不満屈従の心情が希望となって現はれ来りたる結果と見るを妥当とする」(『東洋時報』247号, 1919年4月;本書p. 241に引用)と述べていたのには驚嘆する。日本の朝鮮統治が同化主義から自治主義に変更されないかぎり、朝鮮民族の独立運動は永久にやむことがないと主張していたのであり、「独立運動の本質を的確に把握していたものとして注目に値いする。」(p. 242)この泉の思想は朝鮮人教育論にも貫かれ、当時の日本語を国語とする初等教育体制に重大な改革を迫った。すなわち、朝鮮人児童にも日本人児童と同様に義務教育を実施し、両者は同一学校で教育を受けること、朝鮮人児童の国語・常用語は朝鮮語とし、在留日本人子弟に対しても朝鮮社会で生活するかぎり、朝鮮語教育を強化することを要求したのである。その背後には、日本語中心の教育は朝鮮

民族固有の文化を破壊するとの固い信念があった。

満州事変勃発と「満州国」建国は、他の植民学者と同様に泉を微妙な立場に追い込んでいる。日本の満州での軍事行動を肯定する当時の国際法学界のなかにあつて、泉は一定の批判的見解を表明し(1932年5月)、日本政府の国際連盟敵視論とは反対に、国際連盟支持・擁護論を表明し、そのために当該論文の掲載誌『外交時報』は発売禁止になっている。ところが1933年3月27日の日本の国際連盟脱退後、泉の思想は大きく変化し、満州国不承認を決議した連盟に敵対的となったのである。この「大きな後退は、かれが、(i)当時の満州侵略を謳歌する日本の『世論』・時代的潮流に抗しきれなかったこと、(ii)当時の言論統制の厳しさに屈服したこと、を示すものであろう。しかし、これは泉1人の問題ではない。当時、自由主義的学者の学問・研究の自由は著しく制限されていた」(p. 301)と著者は指摘している。

最後に、矢内原忠雄の植民論(第4章)をみてみよう。著者は、「こうした徹底した人道主義者・平和主義者として軍国主義のいかなる迫害にも屈しなかった稀有の自由主義者であったという評価がわざわざして、これまで、矢内原の植民学説に対する厳密な批判的検討は行なわれていない」(p. 317)とし、まず矢内原植民論の総論に当たる『植民及植民政策』(1926年)を検討する。矢内原の著書は統治政策、原住者政策、労働政策、土地政策、金融政策、産業政策、財政政策の順に検討し、植民地の経済的発展にいかなる役割を果たしたかを明らかにしているが、著者はこれら植民政策相互間の内的関連が明らかでなく、政策が羅列的・平面的にしか検討されておらず、また、植民地支配にとって決定的重要性をもつ鉄道分析が欠落している、と批判する。さらに矢内原「植民論の最大のつまずきの石」が「実質的植民」論であったとする。(p. 371)この「実質的植民」論は、「植民国と植民地

間の最大の問題である政治的支配従属関係の存在を極度に軽視する植民論であり、しかも、植民地問題の本質である民族問題の本格的分析を放棄するという重大な理論的欠陥をもつ植民論であった。」(p. 331) このような植民の超歴史的把握は、植民の抽象的一般的利益の容認となり、ついには、植民のもつ政治的・階級的性格の完全な無視となる、と著者はいう。

しかし、植民論の総論から、植民論の各論に当たる 矢内原植民研究の四部作(『帝国主義下の台湾』、『満州問題』、『南洋群島の研究』、『帝国主義下の印度』)になると、その具体的分析において、驚くほど日本の植民地支配に批判的となる。(ただし、「南洋開発」については、限定づきではあったが、日本による南方植民地再分割を肯定的に評価したのは問題である、としている。(p. 370)) 朝鮮については、3・1独立運動を正確に評価し、それまでの朝鮮統治が武力的圧迫によっても目的を達成できなかったことの現われであり、従属主義政策は不可であると主張し、この運動を契機に従属主義から同化主義へと転化した、と捉えた。1920年代からの産米増殖計画に対しても、その目的に掲げられた3点のうち、第1点の日本本国の食糧問題の解決にはなるが、第2点の朝鮮内における食糧需要の増加に備えること、第3点の朝鮮農家経済の向上、朝鮮経済の振興、の2点は達成しえないことを、厳密な経済学的分析により指摘した。むしろ朝鮮に新しい米不足と食糧問題を起こすおそれがあると指摘したが、現実はその通りの結果をもたらした。朝鮮農業収奪政策であることを明確に捉えていたのである。「世界歴史上にも類例稀なる国家」である「満州国」の成立に対する矢内原の立場は微妙であったが、少なくとも満州農業移民については、それが「経済学的常識」に反するものとして、消極論・慎重論を展開した。著者は、矢内原中国論をつぎのように特徴づけて、200頁を越える矢内原の章を結んでいる。「矢内原中国論のもつ最大の特徴は、戦争・軍国主義・ファシズムに反対する立場から、当時

の厳しい言論統制のもとにあっても、日本帝国主義の満州・中国侵略に対して痛烈な批判を展開していたことである。かれは、(イ)日本帝国主義が、中国侵略合理化のための口実とした中国民族劣等論を全面的に否定した、(ロ)日本帝国主義の対中国政策が、中国の民族国家的統一を大きく妨害するものであるとして、そのみなおしを強く主張した、(ハ)日中戦争が、「国家の理想」である国際正義(平和)と社会正義(平和)とに反する不正義なものであるとして、宗教論に依拠して日中戦争反対のための強力な論陣をはった、のである。こうした日中戦争反対論は、ファシズム勢力の忌諱にふれ、かれは、ついに、東京帝国大学から強権的に追放されたのである。」(p. 518)

以上、龍大にして克明な研究から評者が恣意的に整理した感は逃がれえないが(細川の植民論は紙数の関係で省略してある)、ここで本書の守備範囲を越えた問題点も含めて、評者の疑問をのべておきたい。

第1は、ある特定の植民研究者の主張が生涯にわたり変移したその内的論理的関連を外条件(弾圧など)も含めて解明することが著者の方法論として明確に意識されており、かなりの部分で成功したと述べているが、しかしその変移が説得的でなく外的条件に帰してしまった個所も散見される。例えば、泉の満州国不承認批判は、「全く的是はずれ」であり、「国際法学者の学問的醜態をあらわしたものの」(p. 292)とされ、その理論的欠陥は、民族問題の見地が稀薄であり、また満州国論は国家論として重大な欠陥をもっていたと指摘され分析されてはいるが、結局(すでに引用したように)、時代的潮流に抗しきれなかったことや言論統制に屈したからであるとされている。

第2は、自由主義植民論者の論理構造批判(帝国主義論の欠如や民族問題の無理解など)と現実の植民史の具体的分析が日本帝国主義にたいするギリギリの抵抗線をなしたという評価との

乖離が、埋められないまま残っているという点である。例えば、矢内原植民論概論の基本的弱点と台湾、朝鮮、満州の具体的分析における高い評価の段差が余りにも大きいままである（総論と各論の乖離）。

第3は、以上の2点と関わると思われるが、他国の（例えばイギリスの）自由主義植民論（例えばJ. A. ホブスン）と日本の自由主義植民論との共通性と差異性はどこにあるのか、という問題である。明らかにこれは本書の守備範囲を

越えている問題ではあるが、今後、諸々の帝国主義国と植民地支配の諸研究との比較分析が求められるだろう。そのさい、例えばイギリスでの最近の様々な帝国主義理論との比較検討や（マンチェスター大学出版の一連の帝国主義実証分析公刊にみられるような）文化的支配も射程に入れた帝国の植民地支配の分析も必要とされるだろう。

松村高夫

（経済学部教授）